

田辺周辺広域市町村圏組合会計管理者の職務を代理できる職員を定める規則

制定 昭和54年4月1日 規則第2号

改正 平成21年7月17日 規則第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第170条第3項の規定により会計管理者の職務を代理できる職員を次のとおり定める。

出納員

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年7月17日規則第1号）

この規則は、平成21年7月20日から施行する。